

添付法令資料 1 :

韓国海上交通安全法 (目次)

2023 年 7 月 25 日法律第 19573 号により制定 2024 年 1 月 26 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 4 条)
- 第 2 章 水域安全管理
  - 第 1 節 海上施設の保護水域設定及び管理 (第 5 条及び第 6 条)
  - 第 2 節 交通安全特定海域等の設定及び管理 (第 7 条ないし第 10 条)
  - 第 3 節 油槽船通航禁止海域等の設定及び管理 (第 11 条及び第 12 条)
- 第 3 章 海上交通安全管理
  - 第 1 節 海上交通安全診断 (第 13 条ないし第 23 条)
  - 第 2 節 航行障害物の処理 (第 24 条ないし第 29 条)
  - 第 3 節 航行安全管理 (第 30 条ないし第 44 条)
- 第 4 章 船舶及び事業場の安全管理
  - 第 1 節 船舶の安全管理体制 (第 45 条ないし第 56 条)
  - 第 2 節 船舶点検及び事業場安全管理 (第 57 条ないし第 63 条)
  - 第 3 節 船舶安全管理士 (第 64 条ないし第 68 条)
- 第 5 章 船舶の航法等
  - 第 1 節 あらゆる視界の状態における航法 (第 69 条ないし第 75 条)
  - 第 2 節 船舶が互いに視界の中にある時の航法 (第 76 条ないし第 83 条)
  - 第 3 節 制限された視界における船舶の航法 (第 84 条)
  - 第 4 節 灯火及び形象物 (第 85 条ないし第 96 条)
  - 第 5 節 音響信号及び発光信号 (第 97 条ないし第 102 条)
  - 第 6 節 特殊な状況における船舶の航法等 (第 103 条及び第 104 条)
- 第 6 章 補足 (第 105 条ないし第 110 条)
- 第 7 章 罰則 (第 111 条ないし第 118 条)
- 附則